

第 16 回国語分科会漢字小委員会・議事録

平成 27 年 6 月 26 日（金）
10 時 00 分 ～ 11 時 55 分
文化庁特別会議室

〔出席者〕

（委員）沖森主査，笹原副主査，秋山，岩澤，押木，影山，佐藤，鈴木（一），
鈴木（泰），関根，田中，棚橋，納屋，やすみ，山田各委員（計 15 名）
（文部科学省・文化庁）岸本国語課長，鈴木国語調査官，武田国語調査官
ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 第 15 回国語分科会漢字小委員会・議事録（案）
- 2 「「手書き文字の字形」と「印刷文字の字形」に関する指針」の構成について（案）
- 3 第 1 章 常用漢字表「（付）字体についての解説」の考え方について（案）
- 4 Q & A 問いの案（案）
- 5 Q & A の例（案）

〔参考資料〕

- 1 漢字小委員会における審議スケジュール（案）
- 2 窓口業務における字体・字形に関する問題についてのアンケート 回答用紙

〔机上配布資料〕

- 国語関係答申・建議集
- 国語関係告示・訓令集
- 国語分科会で今後取り組むべき課題について（報告）
- 学年別漢字配当表
- 常用漢字表の改定に伴う中学校学習指導要領の一部改正等及び小学校，中学校，高等学校等における漢字の指導について（通知）
- 教科書体比較資料（平成 27 年度使用教科書）サンプル（委員限り）
- 教科書体比較資料（昭和 20 年代，30 年代）サンプル（委員限り）

〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認が行われた。
- 2 前回の議事録（案）が確認された。
- 3 事務局から参考資料 1 及び 2 の説明があった。
- 4 事務局から委員限りのサンプル資料である「教科書体比較資料（平成 27 年度使用教科書）」，「教科書体比較資料（昭和 20 年代，30 年代）」の説明があり，質疑応答，意見交換においては特に発言はなかった。
- 5 事務局から配布資料 2 及び 3 の説明があり，説明に対する質疑応答及び意見交換が行われた。
- 6 事務局から配布資料 4 及び 5 の説明があり，説明に対する質疑応答及び意見交換が行われた。
- 7 次回の漢字小委員会について，平成 27 年 7 月 24 日（金）午前 10 時から 12 時まで，文化庁特別会議で開催されることが確認された。
- 8 質疑応答及び意見交換における各委員の発言等は次のとおりである。

○武田国語調査官

参考資料1を御覧ください。こちらは前回の漢字小委員会でお出ししたものと、ほぼ変わらないものです。今後のスケジュールにつきましては、委員の皆様のご予定を伺って、現在まとめている段階です。まだ確定ではないんですが、第2回国語分科会—真ん中の点線で囲んであるところ—これは10月30日（金）で調整をしております。それから、最後の国語分科会、今期検討していただいているものの報告の回になりますけれども、これを2月29日（月）ということで調整しております。

ここで今後の漢字小委員会の予定を、簡単に御説明したいと思います。参考資料2の方を御覧ください。現在、このアンケートを、全都道府県の、政令指定都市を除いた最大人口都市—人口の一番多い都市の市民課、それから各政令指定都市内の最大区の区民課に当たるところに依頼しております。少しずつ回答の回収ができていますところ。今月一杯ぐらいをめどに回答いただくことになっております。次回の漢字小委員会で、結果の概要をお示しできるかと思っております。こういった調査などをしながら、次回7月24日の漢字小委員会には、今回御討議いただいているものよりも少し具体的な、特に文字の形を示すような資料を御覧いただくことになるかと思っております。そして9月、10月の漢字小委員会での御検討の結果として、言わば試案のようなもの—全体をまとめたようなものを、できれば形にしたいと主査打合せ会では考えております。そして、それが10月30日の国語分科会でお認めいただければ、その後、しばらくこの議論については時間を置いて、関係する各方面—まだリストができていないわけではございませんが、この問題について関係するようなどころにお送りして意見を頂こうかと考えております。その後、その意見などを反映しながら、案を詰めて2月29日の国語分科会で決定していくという流れで考えております。

次に、委員限りのサンプル資料を御覧ください。こちら、まだ調整中の部分があって、全体をお示しできないので、今回はサンプルとしてなんですが、教科書体を比較する一覽資料を作成しております。まず（平成27年度使用教科書）と書かれている方を御覧ください。これは正に現在の教科書の中で使われている教科書体を5社分比較したものです。ほかに常用漢字表の通用字体（明朝体）、戦前の、あるいは戦中の文部省活字、当用漢字字体表、それから学習指導要領に掲げられた学年別漢字配当表にある字の形、そういったものを並べた資料でございます。簡単に申し上げますと、教科書の間でもかなり細かいところを見ると、いろいろな違いがあるということがここで確かめられると、そういう資料でございます。

それからもう一つ、これは横長になっておりますけれども、昭和20年代、30年代の教科書体を並べた資料です。当用漢字字体表というものが、昭和24年に内閣告示になります。その後に作られた教科書、特に文部省が標準の字体と言いますか字形を学習指導要領に示すまでの間に、こういったものが教科書で使われていたかというものを見るためのものがございます。これは現在、この社会に生活している方々がどのような字体、あるいは字形についての意識を持っていらっしゃるかということが、ここからある程度うかがえるのではないかとすることを想定して作成したものです。

御覧いただくと分かると思うんですけれども、当時の教科書の中には、字体の差というのはなかなかないんですが、字形においては相当の差異が見られるかと思っております。その辺りをきちんとこの議論の根拠となるようにということで作成しています。ほばもう出来上がっているんですけれども、今回はまだサンプルという形でお示ししました。こういったものを資料として、主査打合せ会の検討が進んでいるということをお報告いたします。

○沖森主査

ただ今の説明に、何か御質問等ございますでしょうか。（→ 挙手なし。）

では、続きまして、協議に移ります。まず、配布資料2と3について協議したいと思います。分量が多いので、どちらも事前にお送りしてあります。既にお目通しいただいているかと思いますが、まずは事務局から補足の説明をしていただいた上で質疑を行い、その後、自由に御意見を頂きたいと思います。では、よろしくお願ひします。

○武田国語調査官

まず配布資料2を御覧ください。これは今までこの漢字小委員会の中で、構成例ということでお示ししてきたものを少し簡単にしたものです。全体の構成については大きな変更はないんですが、1か所変わっているところがございます。第1章の2を御覧ください。「常用漢字表における字体・字形等の考え方について」、これが以前は4の位置にあったんですね。それを、この字体・字形とは何なのかということについては、この指針の早いところで説明しておくべきだろうということ、主査打合せ会で、前の方に持っていきこうということになっております。

それから、今日お出ししている資料は、構成例の第1章の1から5までの案に当たります。その前の部分、「はじめに」と「指針の見方及び使い方」は、今回はお出ししておりません。それから、第2章についても、まだお出ししておりません。第2章の部分は、常用漢字表にある字体についての解説を、より詳しくしたものとお考えいただければいいかと思ひます。具体的な字の例が今までよりも増えて、なおかつこういった構成要素があった場合には、こういう考え方ができるんじゃないかというようなことを示している部分です。これは次回、案が御提示できるかと思ひます。

「付」の方に行きまして、「（付）1 漢字の字体・字形に関するQ&A」のところですが、今回はこのうちのQの案をお示ししています。それから、Aについては配布資料5のところ、1問だけ、こんな具合でどうでしょうかというような例を挙げております。そして、最後の「（付）2 字形比較表及び索引」ですが、これは2,136字の常用漢字表を網羅した表になります。今回はお出ししておりませんが、次回サンプルを御提示したいと考えております。指針の構成例をお示ししたのが、配布資料2です。

次に、配布資料3です。こちらは非常に大部になります。既にお送りしてありますので、お読みいただいているかと思ひますが、先ほどの配布資料2「「手書き文字の字形」と「印刷文字の字形」に関する指針」の構成について（案）の、6を除いた第1章の1～5の部分です。

このうち、「2 常用漢字表における字体・字形等の考え方について」は、前期の漢字小委員会で一度御検討いただいております。今回出した2のところに関しては、前回の御議論を反映したものになっております。以前の御議論では、ちょっと重過ぎるのではないかとすとか、それから、解説になってしまっているのではないかとというようなお話がありました。今回は、まず概要を提示して、その後それぞれの用語に関しての解説を付けるというような形に変えております。

それから、今回初めてお示しするのが、「1 当指針の基本的な考え方について」、
「3 漢字の字体・字形に関して、社会で起きている問題について」、
「4 当指針の対象について」、
「5 「漢字を手書きすることの重要性」（「改定常用漢字表」）との関係について」というところがございます。今回の資料の中には、ところどころ省略というところがあります。下線を付して「省略」と書いてあるんですが、これはほぼ全て、未発表の平成26年度「国語に関する世論調査」に関連する記述の部分です。今年の2月～3月にかけて行った「国語に関する世論調査」の中で、この指針に関係するような問いを幾つか聞いておりますので、それに関係する記述については、

今回はまだお出ししておりません。あとは今日お読みいただいていると思いますので、いろいろと御意見を頂きたいということと、それから、分量が多いにもかかわらず、漢字小委員会の時間も2時間と限られており、回数も多くとれませんことから、是非お気付きになることがありましたら、その都度、事務局にメールなり、あるいはお電話でも結構ですので、御意見を頂きたいと思っております。

○沖森主査

配布資料3については、個別にそれぞれの節で御協議いただきたいと思いますので、まずは全体を通しての質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。
(→ 挙手なし。)

では、配布資料3ですが、非常に大部でありますので、少し区切りながら御協議いただきたいと思います。

配布資料3の「1 当指針の基本的な考え方について」という、1～2ページについて、まず検討をお願いします。「まえがき」のようなところです。御意見、御感想等ありましたらお願いします。

○納屋委員

全体として、とてもよく書かれていて、よく分かりました。

「1 当指針の基本的な考え方について」で、文字のことについてきちんと書かれているのは分かります。が、社会状況との関係で、もう少し補った方がいいのではないかと思った部分があります。それは1ページの2行目です。「近年、漢字の字形に関して、手書き文字と印刷文字との違いが理解されにくくなっていることや、文字の細部に必要以上の注意が向けられる傾向が生じていることを国語施策の課題として捉え」とありますが、「近年」、なぜこのようなことが起こっているのかを、入れておいた方がいいと私は考えます。

これは「改定常用漢字表」の答申、(3)ページですが、文部科学大臣の諮問の理由を引いたところに、「また、情報機器の広範な普及は、一方で、一般の文字生活において人々が手書きをする機会を確実に減らしている。」とあります。こうした大前提で、それに対応する漢字表の在り方が問われて答申が出されています。ここには明確に、「情報機器の広範な普及」とあります。今回の常用漢字表手当ての段階では、広範な普及どころの話ではなく、情報通信技術が著しい発展を遂げています。ですから、「近年」の後に、そういった言葉を添えて、こういう文字のことに向けて、人々の見方・意識が変容していると書いた方がいいと考えました。

1ページの5行目です。「これを改善し、適切な文字をより安心して積極的に用いることができるように」とあります。誰がこのような文字を安心して、積極的に用いるのかというと、国民です。ここは主語をはっきりさせて、「これを改善し、国民が」という言葉を入れる方がいいと思います。

そして、「適切な文字をより安心し」というというのがよく分からない。「改定常用漢字表」の答申の段階のものから改善し、国民が文字を主体的に習得、運用できるようにこの指針を作ったとした方がよいと考えました。

これに応じて、2ページの下2行。「適切な文字をより安心して積極的に用いることができる社会の実現」とあります。ここにも「国民が」と主語を入れ、「国民が文字を主体的に習得、運用できる社会の実現」という方がいいと思います。

それからもう1点。1ページの第2段落のところ。これは質問でもあります。「戦後の漢字施策については、当用漢字表、当用漢字別表、当用漢字音訓表」とあり、この中に当用漢字字体表のことが出ていません。その段落の下から2行目、「これらのうち、漢字の字体に関する考え方を示したものとしては、当用漢字字体表と常用漢字

表がある」とあります。また、当用漢字音訓表は昭和 24 年 4 月となっていますが、昭和 23 年 2 月に出ているのではないのでしょうか。この並びの中に、当用漢字字体表と入れて、昭和 24 年 2 月と入れておく方がいいと思いました。

○武田国語調査官

後半の御指摘の点はミスですので、訂正いたします。

○沖森主査

それでは、今の最初の方の御意見につきまして、あるいは別な御意見、御感想等ありましたらお願いいたします。御自由に御発言いただきたいと思います。

○棚橋委員

今、納屋委員から御発言いただいたことは本当にそうだなと考えます。ただ、おっしゃっていた、主体的に習得、運用できるという、その習得の具体的なイメージとしては、文字の習得段階の子供たちを指していると考えたらよろしいですか。

○納屋委員

習得、運用も、改定常用漢字表の中で取り上げているキーワードだと思います。つまり、常用漢字表を作成していく中で、習得と運用の両面を配慮しながら作成していくやり方は正しかったと私は思います。

それで、棚橋委員からの御質問ですが、一般的に習得というと、基本的には子供たち、若い人、そのようなところが一番大きく取り上げられているものと思います。運用と言えば、義務教育段階を終えた国民全体だと、私は理解しております。

○棚橋委員

そこまで積極的に言ってよいかというのが、少し気に掛かったところです。

○鈴木（泰）委員

納屋委員のおっしゃった指摘のところ、私も読んでいてどういうことかと思いました。「より安心して積極的に」というのは、今は余り安心していない、不安であって、消極的になっているという価値判断になります。

だから、もっと自信を持って漢字を手書きさせたいという目的があるということは分かります。ただ、今までより膨大な解説や説明を付けると、それ自体が負担になってしまう。全部目を通していない、理解できないところがあるなど、逆に不安を助長することにならないか。だから、不安を助長しないように整理することが、望ましいことだと思います。そこはテクニックの問題もあると思いますが、いろいろ考える必要があると思います。

○武田国語調査官

今の部分は、主査打合せ会でもいろいろと話題になったところです。ここまで漢字小委員会の中で、「常用漢字表」がかなり緩やかな考え方を示しているが、それが世の中に伝わっていない、もっとリラックスして文字が使えるようにという御議論があり、そのことをきちんと最初に示すべきだという御意見もあったかと考えております。

実はここには当初は、もっとリラックスしてというような、そういう言葉さえ入ったときもありました。しかし、「積極的に」とか、「安心して」という言葉でとどめようとなりました。ここには「常用漢字表」の考え方が緩やかであるということを中心に打ち出そうと、そういうニュアンスが込められています。

○笹原副主査

納屋委員から、「国民が」という主語を入れた方がいいという御指摘があり、確かに主語があった方がいいかなと思いました。ただ、日本語教育の方面からも注目されているものでもあり、日本語学習者なども対象として考慮する必要があるのではないかと考えられます。

○関根委員

習得と運用に関してです。この指針は、学業における習得に関しては、事務局からあったように、リラックスして捉えるということと、直接結び付けるのが難しいというような議論もあったと思います。むしろ最初の方では、その辺りを概括的にまとめて示す表現の方がいいかとも思いました。18ページの5行目に「漢字の習得と運用」という言葉が出てきます。ここでその辺の関係が詳しく出てくるので、表現はもう少し検討した方がいいと思いました。

○納屋委員

今、関根委員がおっしゃっているとおりです。言葉が合っているかどうか分かりませんが、穏やかな指針の在り方だと感じました。ただ、実態は、想像以上に変化が激しく、字を書かない、要するに、書記環境が大変変わってしまっている。そうすると、手書き文字そのものの位置付けが危うくなってきているのではないかと感じます。

ですから、一般の人々に、字体、字形、書体といった概念を分かってもらい度合いが弱かったから、改めて出したと思われてしまう。

日常生活の変化が生じている中で、今後、ロボットが私たちの心を休めてくれるような時代にもなりかねない。そんなときに、手書きの言葉の重要性を記述しておく必要がある。それこそ初めて学ぶ子供たちが手で書かないで、目で見ただけで覚えてしまうということも起こりかねないのではないか。したがって、はっきり書く方がよろしいと申しておきます。

○岩澤委員

社会状況の変化については、是非触れた方がいいと思います。納屋委員のおっしゃったとおりだと思います。先ほどの「国民が」という表現については、もう少し日本語教育の方の御意見等を伺った方がいいのではないかという気がしました。

ただ、今回これを読ませていただいてよく分かりました。非常によく書けているなと全体としては思いました。というのは、非常に早い段階で、冒頭で考え方をしっかり明示しているのは非常にいいのではないか、頭の5行ぐらいが明快じゃないかなと感じました。

表現の問題は、まだ検討されると思いますが、趣旨が非常に明快に出ていてよかったですとっております。

○沖森主査

ありがとうございます。ほかに御意見ございますでしょうか。では、先は長いので、引き続き、配布資料3「2 常用漢字表における字体・字形等の考え方について」。この部分について、御意見を頂きたいと思っております。前の期に検討していただいた結果を反映したものです。

○納屋委員

岩澤委員がおっしゃっているように、とてもよく書けていると思っております。頭の

整理もうまくいくし、すばらしいと思っています。

率直なところ、2の最初の部分と解説の部分とについては、二度同じ内容を言われているので、解説のところは少しスリムにする必要があると感じました。

次に、2の具体的なところについてです。図1のところで、「学」「字」「字」という3字が取り上げられています。これに番号でも振ると、もっと明確になるかと思いました。図1が「1 学」「2 字」「3 字」。次の図2は、1, 2, 3, 4, 5として、1, 2, 3が活字であって、4, 5が手書きだということが分かる。ですから、3ページの下から3行目の「図2のうちの印刷文字（左から三つ目まで）は」という書き方ではなく、「印刷文字（1, 2, 3）は」とあるといいと思いました。

4ページでも同じように番号を振っていただきたい。図4ですが、五つ重ねられているのがどういう意味合いがあるのか分かりません。もっと左詰めで合わせた方がいいのか、そういう、デザイン、レイアウトの問題があると思います。

図5は難しいです。「学」の通用字体と旧字体のことが出されています。「通用字体」と書くだけでいいのか。旧字体の方には「旧字体（いわゆる康熙字典体）」と書かれています。

5ページでは、通用字体のところの破線で囲んであるところを左の「字」が①、「字」の通用字体のところが②、「学」の旧字体が④などの記述の方が分かりやすいと思いました。

○鈴木（泰）委員

「字種」という言葉ですが、4ページに字種の説明が出てきます。図4と図5の間に「漢字のまとまりのことである」と書いてあります。この「漢字のまとまり」というのは何でしょうか。つまり、variation（バリエーション）という意味で使っているのか、group（グループ）という意味で使っているのか、はっきりしないのですが。

○武田国語調査官

国語施策の大きな問題の一つとして外来語ということがあります。外来語を使わないで済むところは、できるだけ使わないように書いております。また主査打合せ会でもそういった認識があります。それでここを「まとまり」と言っておりますが、例えばgroupという方がすっきり分かりやすいということであれば、例えばgroupなり、あるいはもっと別にいい方法があれば、それを考えたいと思います。

○鈴木（泰）委員

groupかvariationがよく分からないところがあります。どっちかであるということをはっきりさせた方がいいという気はします。だから、難しい問題ですけども、それを外来語は使わずにどうするかというのは、アイデアはありません。

もう一つは、ここでも書いてありますが、「原則として同じ音訓、意味を持ち」というのは、日本で漢字を使っている限りは「音訓、意味を持ち」でいいです。ただ、中国語としての一つの単語に該当する、一定の意味と一定の形を持った単語に該当するものだということも加えておいてもいいと思います。

でないと、やはりこれだけ旧字体と新字体は、字体、字としては全く違い、旧字体を簡略化したのが新字体であるにもかかわらず、字としては、昔からそういうものは別の字だとされてきました。それをあえて同じ字だと、同じ字種だということには、やはり言語としての同一性といった背景を、もっと強調していいという気はします。字の形だけで言おうとすると、これは非常に離れていますから、それが同じグループに入るということを説明するのは相当に難しいと思います。したがって、そういった方面からも説明ができれば、試みてほしいと思います。

○佐藤委員

今の「字種」という語については、私も前から気になっています。

既に常用漢字の中に使っていて、例えば、今の常用漢字の「(付)字体についての解説」に「第1 明朝体のデザインについて」の「4 特定の字種に適用されるデザイン差について」があります。そこで書かれている言葉で、細かく見ると、つまり字種というのは、「この字は同じ字なんだ」という、「字」という言葉の二義性のうちのひとつだと思います。

「なお、(4)に掲げる「叱」と「叱」は本来別字とされるが、」のここも、厳密に言えば別字種ということで、つまり「字」という語をどうしても二通りで使ってしまうわけです。それはできるだけはっきりさせようと思って「常用漢字表」では字種というのを、いわゆる同じ、例えば、出自を一にするという言い方もできるかもしれませんが、そうするとこの「叱」の場合だと、もともとは別だったということだと思います。

使ってしまったので、でもどこかでやはり改めて言わないと、実際に文字種という言葉は、文字体系のことにも使うことがありますので、本当にややこしいと思っています。

ただ、今の鈴木(泰)委員の variation というのは本当にいいですが、variation となると、今問題にしている字形の variation も字体の variation も、みんな variation に入ってしまうということもあって、そこが悩ましいところです。

○影山委員

鈴木(泰)委員の指摘された4ページ、真ん中からちょっと下、「「学」と「學」のように、その字体は異なっていますが、日本語の文章が通りにくいかと思いましたが。「異なっていますが、漢字のまとまりのことである。」となっているので。このところは、「漢字のまとまり」という言葉が、1行飛んだ下にも出てきますから一層、「その字体は違っていますが」の後の「漢字のまとまりのことである。」は取ってしまって、次の「原則として」と続けた方が言葉としては分かりやすいと思いました。

全体としては、いろいろ御指摘がありましたように、私も非常によくまとまっていて分かりやすいと思います。読み手のことを考えて、さらに読む人が分かりやすくという点で考えるならば、先ほど納屋委員も指摘されたように、もう少し説明を加えた方がいいと思います。

具体的には3ページの図1, 図2, 4ページの図3, 図4という番号だけ振ってありますが、例えば、図1は「字体の違い」といった簡単な見出しを付けたり、図2は「同じ字体」になるのでしょうか。字体とか書体などちょっとでも付けておけば、一目瞭然で分かりやすいと感じました。

○岩澤委員

一度前から伺いたいと思っていたところがあります。これは以前からずっとこういう表現なのですが、「字体は、特定の具体的な形ではなく、同じ文字として認識される数多い個別の文字の形状それぞれから抽出される共通項であり、抽象的な概念である」と。「抽象的な概念」という言葉は、「改定常用漢字表」のときにも出てくるし、ずっと出てきますが、「抽象的な概念」というのは、実際の様子がはっきりしないということですか。

例えば、図2にある同じ字体というのは、具体的に字として表出されています。そうすると、抽象的な概念、いろいろな概念があるという意味でしょうか。人によって

いろいろ思い浮かべるものが違う。しかし、思い浮かべるものは具体的なものです。一人一人が思い浮かべるものって具体的なものです。それが「抽象的な概念」と言われる。ずっと使われているので、今さらという感じはしますが、初めて読んで、私は理解できませんでした。私の言葉に対する理解不足なのか、抽象、一人一人は思い浮かべるものが仮に一つずつあって、複数思い浮かべる方もあるかもしれませんが、それが10人集合すると、それは抽象的な概念だという。どういう意味なのか、お分かりになる方がいたら教えていただきたい。

○佐藤委員

配布資料5で書かれてあるようなことではないかと思います。

○武田国語調査官

「抽象的な概念」というのは、ずっと話題になっているところで、抽象的と言いながら、正に今、岩澤委員のおっしゃったように、頭の中には何らかの形が浮かんでいる。ただ、それがはっきりとした形として浮かんでいるかどうか。中には特殊な能力があって、ぱっとかつて見た明朝体が浮かんでいる方もいらっしゃるかもしれません。ただ必ずしもそういう人は多くはないであろうと思います。もうちょっとぼんやりとしたものだろうということを前提に、配布資料5の回答部分の2段落目を読み上げたいと思います。

「脳裏に浮かんだ形は、そのままに取り出すことはできません。しかし、きっと今この説明を読んでいる人それぞれが、横棒と、その真ん中付近の少し上から下に突き抜ける縦棒、そして、その横棒と縦棒が交差するところ辺りから、左下、右下にそれぞれ斜めに下ろした棒、というような形を思い浮かべている点では共通しているはずです。つまり、この文字を知っている人たちの間には、はっきりと具体的な形に固定してはいないものの、この文字に関して、ある抽象的な形とでも言うべきものが共有されていると考えられます。それがこの漢字の骨組み、つまり字体です」。

ここでも「ある抽象的な形とでも言うべきもの」という言い方をしています。岩澤委員がおっしゃったとおり、国語施策の中でも、これまでも抽象的な概念といっておりますし、いろいろな人の学説を見ても、皆さん抽象的な概念だとお書きになっています。

そういう意味では、この抽象的な概念でないというのはなかなか言いにくい。でも、本当に抽象的な概念、ぼんやりとして取りとめもないようなものなのかということではなくて、この2段落目の、形状を言語化していると言いますか、「横棒と、その真ん中付近の少し上から下に突き抜ける縦棒、そして、その横棒と縦棒が交差するところ辺りから、左下、右下にそれぞれ斜めに下ろした棒」—これは「木」という簡単な字なので、簡単な説明で済みますが、こういうようにしか、ある意味言語化して共有できないようなものとして抽象的であるというようなことになるのかと思います。そこは難しいですが、実際に思い浮かぶ形は確かにあります。その意味では、必ずしも抽象的ではない部分があるのかもしれませんが、しかし、それが本当に一つの形としてぴったり一致するものではないということで、こういった書き方しかできないのではないかということなのです。

○田中委員

佐藤委員がいらっしゃるのに、私がこんなことを言うのもおこがましいと思いますが、私もここを見ていて、これは音素と音声間の対応にこだわり過ぎている表現だと思っていました。配布資料3の3ページの「2 常用漢字表における字体・字形等の考え方について」の「図1に示したのは」で始まる段落のところでは、「それぞれの

字に点画の数や構成などに関する別々の骨組みがある」と言っているが、やはり下から2つ目の段落のところで、「字体は特定の具体的な形状を持たない抽象的な概念であり」と言っているのは、点画や構成など骨組みがあると言っていることに対して、ここはすごく矛盾があります。これは音素といったものに対する抽象的な概念、これは音だから形はないわけです。それに対する異音のことを多分ここに照らしてあるから、音素、音声間にとらわれ過ぎている表現だと思います。長くこのようにやってきているから、変えることは困難かもしれませんが、「特定の具体的な形状を持たない抽象的な概念であり」といったものは形があるわけですから、岩澤委員がおっしゃるとおりのところがあります。

このようなことはどうかと思っているものがあります。例えば「その細部はともかく骨組みを共有するもの」と言えば、点画とか、例えば横に線を引いて、縦に線を引いて、貫いてうんぬんといったことは言っていると思います。「その細部はともかく」といったところが、一つ一つのデザインや形といったところ、うろこがあるとかないとか、はらいがあるとかないとか、といったようなことが、その細部はともかく、骨組みは共有しているというレベルの抽象度であって、音素のような、それを聞いた音というように、全く形がないにもかかわらず、日本語の耳の脳だったらそのように解釈するといったようなこととは全く別の次元だと思います。この「形状を持たない抽象的な概念」というのは、直上でいっていることと矛盾していると思います。それは多分、抽象的といったことが理解できないとおっしゃっていることだと思うので、もうちょっと踏み込んだ。つまり、今私が言ったことがベストか分からないけれども、多少ましかなと思う次第です。

○佐藤委員

いや、その議論はまた別にすることにして。音素の話と、もちろんパラレルには行かないと思います。しかし、音素というのも、その元になっているものというのは、具体的な波長やそういったものの向こう側にあるものですから、実際に実現しているものは見える／見えないの話ではなく、それは聞こえるという話で極めて具体的なものだと思います。

ただ、今のようにつながりの中で、骨組みという言葉を使っているのに、全く形状がないという言い方が一般に理解し難いというのは、もちろんそうだと思います。だから、そこは工夫の必要があります。私自身は、骨組みとは言いたくありません。

○鈴木（泰）委員

それぞれの字形から取り出される共通の特徴の集合とか、そういった感じでしょうか。そういう言い方もあり得ると思いますが、そうするとまた音素に近づいてしまうかもしれません。でも、概念というのは、やはり心理的なニュアンスが強いので、頭の中にある思想みたいな感じがします。

やはり逆にそういう言葉を使うと考えにくいから、共通の特徴といったことで押さえておけば、まだもう少し目に見えるような感覚は出るのではないかと思います。別にそれに固執することはありませんが、いろいろ考えていただければと思います。

○納屋委員

改定常用漢字表で、漢字の字体について、「文字の骨組みである字体」と書いているので、そこから始めるという縛りもあります。その辺で解決をしていただく方が、通りがいいと思います。今さらこれを「骨組み」という言葉を使わないで、となると、ごちゃごちゃになる感じを受けます。

次に、配布資料3の5ページからの「解説」についてです。

「解説」の「(1) 字体」のところから行きますと、先ほど、影山委員がおっしゃったように、図のところに見出しを付けるとかということはありませんが、今までの解説の形とよく似ています。大変妙案だと思います。

6 ページの図(1)ーアの、左側に「手書き文字間の差異」とありますが、「差異」という言葉をここまで使っていません。「違い」を使ってきました。だから、ここは「間の差異」という部分を全部取って「手書き文字」「手書き文字と印刷文字」「印刷文字の書体」とした方がいいと思います。下に「空」の明朝体とゴシック体が、異なる書体ということで書いてある。そして上の方を見れば、字体の違いだと分かればいいと思いました。

図(1)ーアの下の方に「図(1)ーイに挙げた例のような、長短、方向、つけるか、はなすか、はらうか、とめるか、はねるか、などに関する細かい差異についても」と書いてあります。「木」について、最後のところの「とねるか、はねるか」ということを言っていると思います。4番目の「奥」について、「はらうか、とめるか」となっています。番号を付けていけば、「5 木」については、やっぱり「とめるか、はねるか」と書いた方が、より分かりやすいと思いました。

7 ページ、図(1)ーウのところも左の方から番号を付けていただき、順に明朝体、ゴシック体、教科書体…と注記していただきたい。その方が、分かりやすいと思いました。

○沖森主査

ほかに御意見はございますでしょうか。3 ページから 13 ページまでということですが、いかがでしょうか。細かい点でも結構ですので。何か御意見、御感想等ございましたらお願いします。

○鈴木(泰)委員

12 ページの「(5) 通用字体」の説明のところですが、常用漢字表が採用した字体のことが定義的に書いてありますが、一般社会に通用していることの方が最初にあるべきだと思います。5 ページの図 6 の上のところでは、「一般の社会生活において最も広く用いられている字体が、常用漢字表の通用字体として採用されている。」とあります。だから、通用字体の定義はそこにあるはずなのに、12 ページで「常用漢字表」に用いられているというところで通用字体を説明してしまうのは、分かりにくいと思います。その後、そういう形の定義はないので、むしろ一般社会に通用していることの方を先に持ってくるべきだと感じます。

○沖森主査

ほかに 2 の部分について、御意見ございましたらお願いします。(→ 挙手なし。)

では、14 ページから 23 ページの 3, 4, 5 について、特に 3, 4, 5 という順番ではなくてどの部分でも結構ですので、御意見を頂きたいと思います。

○納屋委員

「3 漢字の字体・字形に関して、社会で起きている問題について」というところについて、14 ページの 2 行目「検討するに当たっては」とあります。そこに「情報化の進展が著しい現在の社会生活において」と、やはり補っていく方がいいと思います。

ここで取り上げたとき、後との関係もありますが、学校教育のことが取り上げられています。学校教育についての 15 ページ 4 行目「ただし」のところの下に、「それに伴って、指導者ごとに評価の基準が異なるような場合も生じている」と言い切っています。この部分、私は嫌だと感じます。つまり、習得段階の子供たち、若い人たちが

学んでいるところで、これで評価の基準が異なって、何か混乱を懸念させるような言葉を入れておくということ自体、なじまないと思います。

実際のテストに関わると、例えば完全に違う文字が書いてある。だから、×を付けるというのが一般的。間違ったときの間違った文字について一般的だと思います。それから、回答する側からすると、不安だなと思いながら、点を一つ付けるか、それともポチを付けるかして、それを判定しているというところですか。こういうことを言わない方が無難だと思います。

これと呼応して、15ページの下の「(3) 戸籍等の窓口業務に関する意見聴取の内容について」の上のところの3行ぐらいです。「教育関係者をはじめ、入学試験や就職試験、各種の検定試験等の関係者にその内容を周知し、理解を深めてもらうというのが、当指針の趣旨の一つ」とありますが、ここに持っていくのに違いが生じていると、危ないと感じました。

それからもう一つ。窓口担当者の方についての言及がない。この委員会でやってきたことをここに書いているのは分かります。学校教育、役所の窓口、それで足りないから、このように住民票関係のものを取り扱っているとか、そういう困っている人たちのことも挙げたい。限定的になり過ぎて、国民全体、国民を超えて日本語を話そうとしている全体に送るというメッセージにしては、余りにも狭いというのが印象です。

○武田国語調査官

今、最後に御指摘のあった、対象という話についてです。一つは、今回省略しているので、今回はお示しできない「国語に関する世論調査」の中で、漢字を使用する全ての人々へのメッセージが入ってくると思っております。

ただ、漢字の形、細かいところの話が問題になる場面の代表的なものが、やはり教育と、それから窓口の業務ですので、2、3については詳しく取り上げています。

やはり今の御指摘を受けて、もう少し全ての人へのメッセージを書いていかななくてはいけないということは感じました。

○納屋委員

3で申し上げましたが、「4 当指針の対象について」のところ、武田調査官がお話しになった、全体に向けてのメッセージー全体というのは、日本語を使っている全体ですーこのところで、是非盛り込んでもらいたいと思うことがあります。それは、漢字が個人のものではないということです。漢字をしっかりと書ける、分かりやすく書けるというのは、誰のために書いているか。分かってもらえなかったら、自分の意図も通じない。だから、コミュニケーションの道具であって、言わば社会的な公共物であるというようなことに触れてほしい。コミュニケーションの大事な道具であり、今後もやはり大事に守らなければいけない。そういう視点を入れてほしいというのが、私のお願いです。

なぜかという、5月14日に、教育再生実行会議の第7次提言が出されました。20年先のことを見越して、これからの学校の先生を養成していかなければならないと述べられています。そこには、教科書についてもタブレットとあります。手書きの文字もないがしろにされかねないということさえ感じます。そうなったら、逆にこの審議会からメッセージを送る必要がある。これだけ長い間、昔から使っている文字が、自分の遊び道具ではなく、社会的な役割を十分果たせる道具だということを確認したい。単なる自己表現の武器ではないということを書くべきだと思います。

○沖森主査

どうもありがとうございます。ほかに御意見ございませんでしょうか。「3 漢字

の字体・字形に関して、社会で起きている問題について」、そして「4 当指針の対象について」という部分、「5 「漢字を手書きすることの重要性」（「改定常用漢字表」）との関係について」です。

今、納屋委員から御発言いただいたのは、この5に関するところが含まれているかと思いますが。この3，4，5の節の部分で御意見を賜りたいと思います。

○田中委員

5のところですが、5全体に及ぶと言えば及びますが、特に21ページから22ページにかけての「(5)文化としての「手書き」について」に書かれている、全体的なトーンについてです。要するに新しくやってきたデジタルネイティブの人たちの感覚といったようなことが、極めてこれまでの文化的な生活に比べると劣化しているものだみたいな、全体的なムードがあって、私は嫌です。

例えば、22ページの3行目。「いわゆる絵文字とか顔文字のように字体の認識とは無関係な素材までが文字と呼ばれ広く気軽に用いられるようになってきている状況など、「書くこと」や「文字」の概念そのものに変化や揺れが見られる。」とあるが、これは、絵文字や顔文字を文字と呼ぶことを批判しているのかと感じます。また、「画面を指でなぞったりするだけという書記行為」というのは、一体何のことをいっているのかなと思うのです。

絵文字や顔文字が出てきているといったことが、ここで議論している漢字に対して、何か漢字を崩すとかどうかと関わるのだろうかという、無用にここは絵文字とか顔文字を使うといったことに対して批判的、つまり、がきっぽいか、そういうことを言っているように思います。でも、それはやっぱり違うと思います。

これまではパラ言語とか非言語とかいったようなことは文字表現、目で見えるビジュアル表現としてはできませんでした。そういう要求を固定するものとして出てきているわけだから、ここの書き方は、おじさん、おばさん、おじいさん、おばあさんの文化的な感じがして嫌な感じがします。

同様に、下から二つ目の段落の後半のところ。手書きをしなくなると、「漢字を、ただの複雑な模様のようなものとしてしか捉えられなくなるおそれもある。」と言っていますが、手書きで覚えた世代と、最初から手書きといったことが後退して、目で見えて覚える、それこそタブレットみたいなもので覚える人たちというのでは、イメージを頭の中にどのように再現するのかというのが違うと思うのです。

例えば、手書きで覚えた世代というのは、空字を書いてやってみるというところがありますが、最初から相対的なビジュアルイメージが動いている人たちというのは、書く順番とか、このようにやるとかということではなくて、ビジュアルイメージで全部ば一んと浮かぶんだと思うのです。それはそのような体得の仕方であって、ここにいる人たちは全員デジタルネイティブではないからそのようになっていないだけです。そこから先の人たちが違う形でイメージを、脳内再生をするからといって、その方法は文化的じゃないと言えるのかどうか。

どうして手で書くのを優先しなければならないのかといったことに対しては、私たちはもう体得しているので、知り得ない世界です。そこのところをすごくネガティブに書いている感じがして、本当におじさん、おばさん、おじいさん、おばあさん文化という感じがします。あまり未来的な感じがしなくて感じが悪く、手前勝手な論調だと思ったところが、何かモヤーとしました。これは感想です。

○佐藤委員

今の田中委員の御意見は、半分以上同感です。前半のトーン、絵文字、顔文字のところは、今までこれを読んで、それほど気が付かなかったことが自分でも不思議だと

思いました。先ほどからの納屋委員のおっしゃっていることと合わせて、全体を考えてみたいと思います。

今、情報化がものすごく進んできて、手書きをしなくなるような勢いで、それがもう常識になってきている。そのときに取り方として二つあって、一つは、そういう時代にふさわしい文字の形というのを考えればいいという考え方。それと今まである漢字の、この形も残していこうかという考え方。それは全く同じ形で継続するのは無理かもしれないですけども。

その中で、今やっている会議は、後者の方に立たざるを得ないわけです。ですから、その中でどうかというのを考えたときに、今ある漢字の形は、手で書くような形で運用されたものだからという意味で、ここの模様のことには言っています。ですから、そうでないことになれば、点画を抜いてしまっても十分いけるとかというのは現実的に今、もうあるわけですから、そことのバランスの中で、どのように書いていくかということになります。

ともかく、情報化を止めろといっているわけでもないし、そこで今起きていることについて、ただあらがうためにやっているわけでももちろんありません。この漢字というものについて、わずか5年前に、さらに増やす形で、新しい時代にもこれだけ使っていきましょうという「改定常用漢字表」を作った。それについて、ではそれをどのように日本語を使う者が使っていくのかということになります。ですから、ちょっと古くさいところは、ちょっと出るかもしれないと思います。

○沖森主査

ほかにございませんでしょうか。3, 4, 5の部分について、御意見、御協議いただいたということで終えさせていただいてよろしいでしょうか。まだ予定している時間よりちょっと早いようですから、まだ言い残していることがありましたらお願いいたします。（→ 挙手なし。）

では、よろしければ、この配布資料3, 第1章の部分について御協議いただいたということにさせていただきます。本日承りました意見につきましては、主査打合せ会で検討の上、今後、指針に反映していきたいと思っております。

なお、今、お気づきでない点、今後こういう点が問題であるということにお気づきになりましたら、その都度事務局の方に御連絡いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

では、続きまして、配布資料4及び5についての協議に移りたいと思っております。こちら事前にお送りしてありますので、既にお目通しいただいているものと思っております。事務局から、補足の説明をしていただいた上で質疑を行い、その後、自由に御意見を頂きたいと思っております。

○武田国語調査官

配布資料4及び配布資料5について御説明します。配布資料4は、「(付)1 漢字の字体・字形に関するQ&A」、今こういうタイトルになっておりますが、ここに当たるものです。Q&Aの問いの部分です。今回、前もってお送りしたときに、幾つか御意見を頂いておりますので、それを多少反映してございます。ですから、元々お送りしたものと多少変わっているところがあるかと思っております。

今、大きく二つの部分に分けております。一つは、「1. 基本的な事項に関する問い」、そしてもう一つが、「2. 具体的な事項に関する問い」ということです。「基本的な事項に関する問い」は、(1)から(4)までに現段階では分けております。

「(1) 手書き文字の字形と印刷文字の字形について」は、正に平成25年の「国語分科会で今後取り組むべき課題について(報告)」の中で使われている言葉が、「手

書き文字の字形」と「印刷文字の字形」に関する指針」ということですので、手書き文字の字形、印刷文字の字形についてのQ&Aの部分です。そして、そこで導入があった後に、「(2) 字体、字形、書体、字種などの用語について」のところでは用語の整理。例えば、字体、字形であるとか、ほかにもいろいろふだんはなかなか聞かないような言葉が出てきますので、それについてQ&Aで整理する。それから「(3) 常用漢字表「(付) 字体についての解説」について」。その中にあるいろいろな考え方の中で、ちょっと分かりにくいところを説明するところです。そして最後に「(4) 漢字の正誤の判断について」で、正しい、誤りの判断に関するような問いを集めたところになります。ここまでは、どちらかというとも基本的な事項、抽象度の高いような問題を集めたところになります。

そして、後半は具体的な事項に関する問いということで、今、まだ(1)、(2)と簡単な分け方しかしておりません。この後、これをもう少し細かくするというような考え方もあるかと思えます。現段階では「(1) 問題になることの多い漢字」で、実際に国語課に寄せられるような質問ですとか、あるいはよく話題になるような漢字を取り上げた部分。それから「(2) いろいろな書き方があるもの」は、前半、それから第2章などとも関係してきますけれども、いろいろな書き方があるものについて、その代表的な例を取り上げて説明していくということになります。これらはどのように関連付けていくかというのは今後の課題ですけれども、ここにある問いが各章のどこと関係するのか、あるいは比較表のどこと関係するのかということが分かるように、そういう関連付けをきちんと分かるようにしていきたいと考えております。

それから、先ほどから何度か申し上げておりますが、この問いも現段階のもので、是非今日の御議論の後にも、お気付きになることがあれば、事務局の方に、こんな問いはどうだろうかとか、この問いとこの問いは一緒にしちゃった方がいいんじゃないとか、そういった御意見を随時いただければ有り難いと思えます。

次に、配布資料5の方を御覧ください。今回、Q&AのAの方は、この1枚、1ページだけサンプルとしてお示ししております。実際には、既に幾つか主査打合せ会の中では、もう御覧いただいているようなものもほかにあります。今回、これをお示したのは、Q&Aというのが恐らく一番取っ付きやすく、何か問題を抱えた人が見るときに、最初に開くところになるであろうというようなことが前期にもお話がありましたので、このような書き方で分かるだろうか、あるいは、もっと簡単にするとか、もっと詳しくするとか、いろいろな御意見があるかと思うんですが、一つの例として、主査打合せ会で検討していただいた上でお出ししたものです。

それで、あえてこの字体と字形の違いというような、字体、字形がどういうことで、それがどのように違うのかという少し難しい問いを取り上げてみました。先ほど一部読み上げましたけれども、このような回答ぶりで十分であろうか。あるいは、何かもっといいアイデアがあればということでお出ししたものです。

○沖森主査

では、ただ今の御説明に対して、直接何か質問等ございましたらお願いします。

(→ 挙手なし。)

それでは、配布資料4「Q&A 問いの案(案)」について御意見、御感想を頂きたいと思えます。先ほどの御説明の中にもありましたように、加えるべき問いや、この問いは不要ではないかというような御意見があれば、是非とも御提案いただきたいと思います。

○田中委員

私がちゃんと読み込めていないのかもしれませんが、事前に事務局にはお伝えして

あることで、この問いで立てられている中に、今回書かれている指針の中に、対応する箇所がない質問が幾つかあります。

もし問いを立てるのであったら、指針の中の何ページ、何項といったことが対応する形でないと、ここにQ&Aのアンサーが書かれているけれども、それはどこを見れば分かりますかと言われたときに答えられない。やはりそれは欲しいと思うので、Q&Aで立てているのだったら、Q、Aが、指針の中のここを見ると対応しているといったことがはっきり分かるようにした方がいいと思います。ざっと見ただけでも、三つ、四つ対応していないところがあったと思います。どこに説明が書いてあるのか、ぱっと読んで分からなかったものがあったので、分かるようにした方がいいと思いました。

あと、改めて出されてきたものを見ると、ここは直されたのだと思いましたが、一つの問いの中に二つのトピックが入っているものがあるので、これはやはりトピックを分けた方がいいと思いました。

変えたところは、具体的にいうと1(1)③ですが、後半部分のところからちょっと分からない謎の問いになっていると思うので、もう一度お考えいただいた方がいいと思いました。

あとは、すごく似た質問が多くて、回答は結局同じところに収められるものがあると思いますから、これは整理された方がいいと思いました。

最後に質問ですが、これはウェブではなく、紙ベースで出すという前提でのQ&Aでしょうか。

○武田国語調査官

まずは紙でということです。

○田中委員

なるほど。ウェブでも出すと思いますが、ウェブで出す場合には、回答の形で出ているものの、紙ならばこれでいいですが、指針のどこに飛ぶのかといったことについてリンクを張っておくといいと思いました。

○武田国語調査官

今の件について、特に最初に御指摘のあった第1章、あるいは第2章にない内容がQ&Aにあるケースが散見されるということについて回答します。

主査打合せ会の中で、第1章、第2章で非常に扱いにくいものについてはQ&Aの方で書いていこうという考え方が、現段階ではあります。

例えば、このQ&Aの8ページを御覧ください。8ページの⑩の問いです。「常用漢字表の「(付)字体についての解説」には「牛」の縦画をとめた形で書いてもはねた形で書いてもよいことが例示されていますが、「才」をとめるように書くのは誤りでしょうか。」とあります。これは実は一つの象徴的な問題というかトピックとして、よく主査打合せ会の中でも、あるいは漢字小委員会の中でもこれまで話題になってきています。例えば手偏をはねなかったらどうするのかというような、非常に微妙な問題がある。それで「常用漢字表」の字体の考え方というのは、恐らく手偏というのはねないものを、手偏以外のものには見えないであろうということになれば、正誤の問題でいうと、誤にはなかなかできないというのが「常用漢字表」の考え方になるかとは思いますが。

ただ、はねない手偏を正面切って例示して、これでもいいのだと世の中に示しているものなのだろうかといったことが、主査打合せ会の中ではこれまで何度も繰り返し話題になってきております。そういったことについては、Q&Aのところで示して、

そのQ & Aととめはねの問題のページとリンクさせて、何らかの形で、例えば手偏についてはここを見てくださいといった形で対応するという事を考えております。

この手偏の問題だけではなくて、例えば小学校の低学年の指導に携わっている先生方が、例えば常用漢字表の考え方を必ず教育の現場で適用しなくてはいけないということになると、やはりお困りになる方々がいらっしゃるであろうと考えました。そういう特に指針としてドーンと打ち出せない部分をQ & Aで拾っていくということがあります。それでもまだ、対応していない面があるのです。やはり当然何らかの対応があった方が親切ですので、そこは今後、工夫をしたいと考えています。

○田中委員

よく分かりました。

○佐藤委員

私、まだここに入ってすぐなので、それ以前のことはよく分からないのですが、今日のお話の中で非常によく分かるお話を、何人かの委員の方から頂きました。

この問いに対する答えが出た段階で、どうなるんだろうかという不安が実はあります。今の手偏のこともなんかも一つの象徴的なことではないかと思います。我々自身が身に付けて、正しいと思っているものが既にありますし、それをずっと何十年間もやってきたということもあります。牛偏と手偏に関しては、牛偏の方を「常用漢字表」は例に出しているということは、手偏の方を出していれば、牛も同じだというのは分かるんですけども、牛の方を出しているというのは、手偏は違うんだというようなメッセージにも読める。だから、ほかにもたくさんそう考えられるのがあります。

例えば、手書きと慣習の相違があつてということで、「子供」の「子」や、実際の単独の手というのは、印刷では真っ直ぐに、明朝では真っ直ぐだけれども、手書きでは曲線になるんだという例を挙げている。ということは、手書きは曲線でなければいけないということを言っているのと同じでもある。そう取られても不思議はない。

そうすると、今度ははねるというのは、次へのつながりということではねているんだったら、次につながるものは次へのつながりではねるんだと考えたときに、単独の「手」という字は、ちょうど中央に縦があるのにはねる。それは曲線だからはねるんだと、もし言うとしたら、今度は「仕事」の「事」という字は全く真っ直ぐで普通書いていて、中央なのにはねる。右脇の方にきたものを左にはねるというのは気持ちとして分かるんですけども、中央なのにはねるというのは、そういうような非常に特殊なものだと思います。そういうのを手書きというか、今の字の、今の我々が共有してきた漢字の習慣だとするならば、その習慣を正誤のところでは破れるのかということが問題になると思います。

ですから、ここまで進んできたけれども、具体的な線引きのときに、それは僕は認められないみたいなこと、あるいはもっと言えば、そのために今やってくださっているんだと思いますが、我々でほぼ同じ意見になったとして、それで大丈夫なのかというようなことも含めて、例えばこういうものについての回答を例示して、こういった皆様に見ていただくということをやらないといけないかと思っています。

○沖森主査

ほかに御意見ございませんでしょうか。

今、配布資料5の回答例のお話になりましたので、配布資料5の方につきましても併せて御意見を頂ければと思います。回答の仕方、あるいは詳しくと言いますか、分量と言いますか、そういうものについての御意見等ございましたらお願いします。

○納屋委員

こんなに多く出してくださってという思いです。それで、佐藤委員がおっしゃったように、回答を見せていただいたら、すごいなと思いました。

学校教育の方が、「次の漢字の読み方を平仮名で答えなさい」というような問い掛けをして、書きの方になったときに、「次の平仮名を漢字に直しなさい」という対応だけだとだめだと、私は予想しました。「楷書で書け」と書体を指定する必要がある。書体ならば分かってくれるからという学校教育の対応が、大体想像できます。

Q & Aでこのように上がってくるものは、それぞれの字に対応しているもの、ここに上がっているものも、やっぱりできるだけ記述してほしいと思いました。それが具体的なものとして、現場で使えますから。できるだけそういうものは残していただきたいと思います。削るなら、抽象的なものをお願いします。

○秋山委員

学校教育という言葉が今まで何回か出てきているので…。

今、平成 28 年度の中学校教科用図書採択の時期なので、各教育委員会には教科書センターというものがあまして、そこで国語の教科書と、書写の教科書を見てみました。

平成 28 年度採用、採択される教科書というのは、先ほど納屋委員がおっしゃったように、教育再生会議など、これからの教育についていろいろな意見が出ている中で、例えばアクティブラーニングという言葉が出てきていけば、そういうことを盛り込みながら、各教科書会社が新しい方向に向かっていきます。まだ新しい学習指導要領が示されているわけではありませんが、その方向に向かっていくというところで、今使っている教科書と少し変わっているところもありました。

その中で、私もこの委員をさせていただいているので、手書き文字と活字について、教科書センターに行ってみましたが、国語の教科書、書写の教科書 5 社、先ほど教科書体の資料というものがありましたけれども、それらの会社は全部扱っていました。国語や書写の教科書をこうやって見ていくと、字体にしろ、字形にしろ、分かりやすく書いてありました。

そのよりどころは、「改定常用漢字表」だと思うのですけれども、教科書会社が書いている書き方が非常に分かりやすい文言であるということは、一つ参考になるかなというのが 1 点思ったことです。

それから、全部の書写の教科書には、手書き文字と活字文字について触れてありました。ページ数の差はありましたが、触れています。ある社は、どちらで書いても間違いではありませんというような書き方もちゃんとしているし、また、ある社は、活字は手書きの手本にはふさわしくないものもあると書いてあるところもあります。

ある社は、国語の教科書の、活字と手書き文字というところで、ページを 2 ページ設けて記述がありました。漢字の仕組みという中学 1 年生の最初の部分で、活字と手書き文字、画数、筆順ということを挙げていました。

「活字と手書き文字では、本や新聞などの印刷物には活字と呼ばれる文字の形が使われています。活字には目的に応じて様々なデザインのものがあり、それぞれに字形が異なります。画数や接し方などが楷書の手書き文字と異なる場合もあります」と、はっきり書いてあって、「漢字学習のときには、教科書体を手掛かりにすると分かりやすいでしょう」といった書き方もしてあったり、また画数のところには、「漢和辞典を引くときに役立ちます。ただし、書体によっては画数を正確に数えにくい場合があります」など、いろいろ注意事項というか、学び方のポイントというか、教師が教えていくときに、触れる必要があることが結構散らばっているということが分かりました。

この仕事をしてきて、ここに加えていただき、改めて自分が教員だった時代を振り返ってみると、この部分をそれだけ大事に教えていたかというところに、私自身は自分を反省しました。同じような現状が、もしかしたら学校にあるのではないかと思います。今回の配布資料2の第2章で挙げていただいている、例えば「3 明朝的に特徴的な表現の仕方があるもの」、「4 筆写の楷書では、いろいろな書き方があるもの」にのっとして各教科書はいろいろな例示をしていました。

特に書写の教科書は丁寧に記載されています。先ほどからお話が出ている、どんなにこれから情報化社会が進んで、もしかしたら手書き文字を書くチャンスが少なくなるとしても、多分私は、教科書の中には、あるいは小中学校の段階では、手書き文字というものは大事ですよということはきちんと教えていくであろうと思います。

やはり小中学校の段階としては、つまり学び、習得の段階としては、ある程度きちんとやっていかななくてはいけないと思います。

○関根委員

冒頭でも話題に出た、「抽象的な概念」とか「骨組み」とかということについて、「常用漢字表」にも書かれているということで、やはりある程度縛りというわけではないでしょうが、それをやはり使わなければいけないといったことはあるのでしょうか。

そういう連続性みたいなものは大事だと思うので、それを無視はできないと思います。ただ、これからも検討していく上で、そういうものを使わない方が分かりやすく書けるのであれば、指針ではそれは書かないで、例えばQ&Aの方で抽象的な概念とはどういうものかといったものに触れて、連続性を担保するというやり方もあるかなと、今、聞いていて思いました。

ですから、Q&Aの最後のところで、抽象的な概念でありという形で、抽象的な概念を説明として使っていますが、ここでの書き方としては、こういうことが抽象的な概念と説明されることもあるが、それはどういうことかというような言い方にすると、両方、連続性も、分かりやすさもうまくいく可能性もあるかなと、思いました。

○沖森主査

まだほんの少し時間の余裕がございますので、本日の協議に関する全般について、お気付きになったことがございましたら、あわせて御意見を頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

○武田国語調査官

先ほど、佐藤委員がおっしゃった、具体的なものが出てきたときに、どのように受け入れられるかということについて、主査打合せ会でこれまでどうしているかということを中心に簡単に御説明したいと思います。

今日、サンプルでお配りしている「教科書体比較資料」の「昭和20年代、30年代」の方で、141番の字を御覧ください。141番「果物」の「果」という字です。これを見ていただくと、左から3番目の字を御覧ください。下の「木」のところ「ホ」のようにになっている字があります。ほかのものは全部「木」ですが、一つだけ「ホ」の形が現実に教科書に使われていました。例えば、この資料を見ると、そういったことが分かります。上にいって131番「下」という字を御覧ください。「下」の字を見ると、最後の点というんでしょうか、これを付けて書くのか、離して書くのかよく話題になる字ですが、見ていただくと、いろいろあります。

過去の教科書を見ていくと、どういった字形が実際に世の中にあって、それを教科書で習い、ある意味それが正しいと思って、皆さん今、生活していらっしゃる

かが分かります。その幅がある程度見えるわけです。それがこういった資料の一つの目的です。

これまで国語施策がはっきり示していることがあって、例えば先ほどの牛偏と手偏であれば、牛偏についてははねてもはねなくてもいいということは、国語施策ではっきり言っています。ところが、手偏については、そこは両方の取り方があって、ある方は、牛偏がはねたりはねなくていいと言っているのだから、手偏も同じだろうとおっしゃる方もあるし、一方で、先ほど佐藤委員がおっしゃったように、手偏を挙げてないのはそれなりの理由があるからだという御意見もあります。

その辺りを、まず国語施策ではっきり言ってきていることと、それからこういった過去の教科書などを拾って、そこにあるものについては、これでもいいということははっきり言えるだろうと、主査打合せ会でも話をしています。ただ、国語施策ではっきり言っていない、過去の教科書にも出てこないものに関しては、どういう言い方をするのかは、非常に慎重を期するべきところです。「常用漢字表」の考え方は、とめやはねが字体の違いにまで及んでしまうものを除けば、正しいか誤りかということであると、そこは誤りとは言にくいということは、はっきり言わなくてはいけない。でも、これまで書いてきた習慣であるとか慣用が世の中になれば、そういった慣用については重視して、そういった慣用が強いものについては、余り堂々とこれでもいいですよという書き方はしないというのが、主査打合せ会での現状と言いますか、現段階での考え方であります。

分かりにくいところもあったかと思いますが、現状としてそういった話をしているということを申し上げます。また次回、かなり具体的なものを御提出します。次回も事前送付を必ずしますので、よく御覧いただいて、また御意見を頂ければと思っております。

○沖森主査

ほかに御意見ございますでしょうか。（→ 挙手なし。）

では、特に御意見がないようですので、本日の協議は終了したいと思います。頂いた御意見はよく整理して、今後の具体的な検討に反映させるようにしたいと思います。また、今回の案については、まだ詰めていく時間がございます。本日御発言になれなかったこと、あるいは今後お気付きになったことがあれば、是非とも事務局にその都度御連絡いただきたいと思います。特にQ & Aについては、更に加えるべき問いがありましたら、御提案いただけると幸いです。

本日は、様々な御意見を頂きまして、どうもありがとうございました。それでは、本日の漢字小委員会はこれで閉会とさせていただきます。御出席どうもありがとうございました。